

決算審査特別委員会会議録
(一般会計)

(平成 27 年 10 月 23 日)
〔第 3 日〕

審査内容

議案第 47 号 平成 26 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入（全般）、財産調書.....	3
総括質疑	16

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	下平 力人	副 委 員 長	川下 武則
副 議 長	江口 孝二	委 員	末次 利男
委 員	久保 繁幸	委 員	平古場公子
委 員	所賀 廣	委 員	田川 浩
委 員	竹下 泰信	委 員	待永るい子
監 査 委 員	木塚 賢司	事 務 局 長	岡 靖則
書 記	福田 嘉彦		

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
副 町 長	永淵 孝幸	教 育 長	松尾 雅晴
総 務 課 長	川崎 義秋	会 計 課 長	高田 由夫
建 設 課 長	土井 秀文	企 画 商 工 課 長	田中 久秋
財 政 課 長	西村 正史	環 境 水 道 課 長	藤木 修
学 校 教 育 課 長	野口 士郎	社 会 教 育 課 長	永石弘之伸
町 民 福 祉 課 長	松本 太	健 康 増 進 課 長	小竹 善光
税 務 課 長	大串 君義	税 務 課 課 税 係 長	中川 博文
建 設 課 建 設 係 長	浦川 豊喜	建 設 課 土 地 改 良 係 長	山崎 浩二
企 画 商 工 課 商 工 観 光 係 長	中溝 忠則	税 務 課 収 納 係 長	安西 勉
財 政 課 財 政 係 長	津岡 徳康	農 林 水 産 課 農 政 係 長	片山 博文
農 林 水 産 課 林 政 係 長	川島 安人	社 会 教 育 課 体 育 係 長	萩原 昭彦
企 画 商 工 課 企 画 情 報 課 係 長	江口 薫	環 境 水 道 課 水 道 係 長	澤山 弘幸
農 業 委 員 会 農 地 係 長	大岡 利昭	給 食 セ ン タ ー 給 食 セ ン タ ー 係 長	塚口 重敏
学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	與 猶 正 弘	町 民 福 祉 課 戸 籍 年 金 係 長	森川 陽子
町 民 福 祉 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ	野田 初美	健 康 増 進 課 健 康 づ くり 係 長	山崎 清美
社 会 教 育 課 総 務 係 長	今 泉 哲 也	建 設 課 管 理 係	西田 一夫

以上 45 名

午前9時27分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

3日目でございますけれども、きょうも頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。昨日に引き続き会議を再開いたします。審査に入ります前にご報告いたします。議長と町長より欠席届が提出されておりますので本日は欠席となります。以上報告終わります。

歳入（全般）、財産調書

○決算審査特別委員長（下平力人君）

ただいまから審査に入ります。

第2日目、歳出の審査が終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書までに入ります。決算書の15ページから60ページまで。及び301ページから309ページまで。行政実績報告書では18ページから28ページまでを審議いたします。

行政実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔に願いいいたします。

○税務課長（大串君義君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○財政課長（西村正史君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑願いいいたします。

質疑の方ございませんか。

○財政課長（西村正史君）

《歳入の行政実績の概要説明（説明漏れ分）》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑の方ございませんか。

○副議長（江口孝二君）

町民税について決算書のですね、16ページの歳入の町民税についてお尋ねします。

町の税条例の附則の第23条の中に平成26年度から10年間の防災のための施策ということですね、一律500円増税されたと思いますけど、26年度の収入額とですよ、そしてこの目的を持った税でありますので、どのように金額を使われたのかお尋ねいたします。

○税務課長（大串君義君）

まず、税務課の方からお答えをさせていただきます。平成26年度から平成35年度までの10年間、東北の大震災の復興に関してですね、地方公共団体が実地する防災のための施策の財源ということで、均等割り3,000円を3,500円に500円アップして26年度から徴収するようにいたしております。それで26年度の決算を見ますと、均等割りを収めた方が3,940人おられまして、そいに500円をかけますと197万円の収入増というふうになっております。税務課からは以上です。

○財政課長（西村正史君）

その用途でございますけれども、用途につきましては消防庁国民保護防災部より通知がございまして、その内容が緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源の確保といったところになっております。26年度の充当につきましては、防災の方の全国瞬時警報装置整備更新がございましたので、この205万2,000円のうち197万円を充当いたしております。以上でございます。

○副議長（江口孝二君）

10年間の特例ですたいね、だから今後それを各年度で使われるのかまとめて何かに使われるのかそこらへんはどのように考えておられますか。

○財政課長（西村正史君）

ご案内のように平成26年度から平成35年度までの10年間というふうになっております。先ほど申し上げました目的に沿ってこの財源等を充当していきたいと思っておりますけれども、現在、中期財政計画を策定中でございます。これの充当についても計画的に充当していきたいというふうに思います。以上でございます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他にございませんか。

○所賀委員

決算書18ページの町税の内容についてお尋ねをしたいと思いますが、ここの5番に入湯税というのがあります。これを見ますと、収入未済額で13万2,750円というのがあります。これは未収金明細書見ますと平成26年度9月末までの未納金ということでこの金額と合うわけですが、この入湯税は、お客さんから当然預かる金額だと思います。ことし初めてこういった未収が発生していると思っておりますけども、平成6年からのこの明細書見ますとずっと未納がなくて26年度分に関してだけこうやって未収金として上がってきたわけですが、9月末現在未納になってますけども、どうなってますか。

○税務課長（大串君義君）

平成 26 年度初めて未納が入湯税発生しましたけども、今、現在のところもまだ未納となっております。

以上です。

○所賀委員

これ預かり金やっけんですね、当然未納は許されんと思うとですよ、集金対策はどがんしよとですか。

○税務課長（大串君義君）

再三電話で催告をしておりますけれども、なかなか連休ゴールデンウイーク明けとかシルバーウイーク明けとか必ずというようなことですね、ご相談をさせていただいておりますけれども、なかなかですね、私たちも所賀議員がおっしゃるようになりますね、あくまでもお客様から預かったお金をただ経由して町に納入するんですよということで再三ですね、前年は文書でもそういうことで 26 年中にも文書でも直接ですね、郵送してお知らせをしてこういう趣旨ですということで内容をですね、条文とか何とか町税条例何条についてということで、お知らせをしてですね、そこらへん周知を図ったわけですけども、なかなかですね、収めていただけないということで、払いたいのは重々ですけどもなかなかということで、今まで未納になっているということでございます。もう何回もですね、電話をしているんですけどもなかなか応じてもらえないというような状況でございます。

以上です。

○所賀委員

太良では 150 円という単価を設定されているんですけども、佐賀県内で見ると例えば嬉野の温泉だとか富士町あの辺の温泉だとか、いろいろ温泉地があるわけですが、各市町の単価の状況とですね、それからこの太良町で今年は 430 何万円が 500 何万と増えているのは非常に喜ばしかことと思うとですけども、税金の収入ですよ、一般財源におそらく入るのかなと思うとですけど、この使用目的というとは特別に何か定められたところのあるとですか、さっき言うた各市町で単価がどうなのか。

○税務課長（大串君義君）

はい、お答えします。ただ今ですね、県内の資料についてはですね、持ち合わせておりませんので今ここでお答えすることはできませんけども以前見たときはですね、ほとんど 150 円かなというふうに感じております。それと入湯税は、財源としては一般財源扱いになってるわけですけども、目的のある目的税という形で使途については定められております。その使途についてはですね、財政の方でお答えいただきたいというふうに思います。

○財政課長（西村正史君）

入湯税の使途でございますけれども、例で上がっておりますけれども、環境衛生施設そ

れから消防施設等、それから観光施設、観光の振興これらの方に充てるようにといたったようになっていきます。平成26年度のこの入湯税の財源につきましては、決算額が505万5,950円というふうになっております。この中で消防施設整備補助金に300万円、それから防災設備等保守委託料に205万6,000円というところで充当をいたしております。

以上でございます。

○所賀委員

この入湯税ていうのは必ず取りなさいていうことにはなつとらんとかなて思うんですけども、どうしても入湯税ていうのをいただく必要はあるとですか、お客さんから。この町で決めてうちの町は入湯税がかかりませんよていうやり方もできるとですか。

○税務課長（大串君義君）

当初の入湯税の制定のときの話だと思えますけどもそこらへんが私たちも必ずとらなければいけないかどうかていうのは今のところはわかりません。ただ町税で収入不足、町は特に財源不足で町税収入も少ないので、当然とれる入湯税をですね、そのままということはずなないというふうに考えておりますので、そういう関係で入湯税の徴収を始めたというふうに思っております。

以上です。

○竹下委員

この実績報告書の中で項目の増減あたりを書いてありますけれども、増減理由を書いてある項目と書いてない項目があります。それで、あえて必要ないだろうということで理由を書いてないのかですね、他に何か理由があるのかですね、そのへんについてお尋ねをしたいと思っております。

○財政課長（西村正史君）

この行政実績報告書の作成につきましては、基本的に決算書の付属書類、説明書類というふうな位置付けがあります。従いまして、全て上げるのではなくて主なもの、大きなものをそれぞれの項目ごとに上げているといったところで、特に県支出金、それから国庫補助金、手数料等こういったお知らせすべきものは増減等について記載しているといったところでございます。国からそのまま太良町にはいくら配布しますよといったもの等については、特に説明等については省かせていただいております。

以上でございます。

○竹下委員

よかったですね、是非増減理由も書いていただいて読んだだけでわかるような感じにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他にございませんか。

○久保委員

先ほどの入湯税の件についてお尋ねしたいんですが、入湯税今まで順調に収めてきた個人的に組合長としても皆さん方にお断りするんですが、これは組合としても大分指導しておりますが、なかなかできませんでした今年。それでですね、先ほど目的として入湯税というのは目的税として使われるものだと思うんですが、今さっき消防の方に300万円と言われたですね、それはどういうふうな用途なのかですね。これが観光に関しての消防の用途なのか、一般的な消防に使われているのか、そしてこれは一般財源になっていると思うんですが、温泉の今さっき言われたところで温泉の保護というのには触れてなかったんですが、それはどのようになっておりますか。

○財政課長（西村正史君）

26年度で消防の方に充当しているわけですが、この消防の施設の整備といった形です。昭和46年の消防の国の方からの通知によってこの入湯税については消防の施設の方にも充当していいですよというふうになっております。消防施設の中でいろいろあるわけですが、消防自動車とか消防通報、それから水利、防火水槽とか、消火栓とかですね、そういったところが大きくなれば広域では消防の庁舎こういったあたりにも充当していいですよといったところになっておりましたので、この通知に基づいてこのことは消防施設の中での方に全額充当させていただいたというふうでございます。

以上です。

○久保委員

それともう1つ温泉の保護の件については。

○財政課長（西村正史君）

温泉はですね、観光施設の中でですね、共同浴場、温泉等の入湯及び、飲泉施設、温泉療養所、温泉研究所、温泉博物館等がここに、これでもいいとそっちの方にも充当していいですよというふうになっております。

以上でございます。（「よろしく願いしておきます」と呼ぶ者あり）

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他にございませんか。

○竹下委員

先ほどの報告書の中でですね、23ページから24ページにかけて県の補助金がですね、各事業ていうか助成金ごとにありますけれども、この資料ですね、この資料の中でですね、補助金の中でいろんな項目ごとにですね、助成金、補助金あるわけですが、例えば県の補助が3分の1とか国の方でも3分の1とか町の方でも3分の1とかですね、内訳が書いてあります。この内訳と先ほど言った報告書の中の補助金額が違うんですよ、違うて言

いますかこの計算とおりにならないと、例えばですね、4ページのですね、地域共生ステーションの防災対策整備事業費の補助金ていうのがあります。これは県が2分の1、町が2分の1で200万円ていうことになってはいますけれどもこの地域共生ステーション防災繰出金ていうのはですね、24ページの上からですね、5番目、県の補助が120万円ということになっています。例えばですね、例えばですけどこれがですね、一致しないと、これでいくとこの説明書でいくとですね、200万円ですから2分の1、2分の1でいくと100万円になるんじゃないでしょうかと、これについてはですね、地域共生ステーションの補助金以外もですね、合ってこないということになるんですよ、ほとんど合ってこないんですよ。何か理由があったらですね、お願いしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（松本太君）

町民福祉課ですけども、ただ今の質問なんですけれども、町が決めた金額の補助金調書はですね、2分の1とかいろいろ他のともあるんですけども、町が払った金額の県が2分の1とか国の2分の1とか、それから対象経費関係がありますので、対象になる経費とならない経費がありますので、当然金額が合わないことが出てきます。詳しくは資料見ないとようわからないんですけども、まるまるうちが補助する額が国、県の2分の1になるとかですね、というのはならないことがあります。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

今のはですね、ここに上がっているのは県からもらう補助金を上げていると、こっちで出す方は、町が例えば10パーセント乗せたりとか、町の繰り出しを10分1付けなさいとかいろいろ条件あるわけですね、そういったことつけて出していたらこの受けた方の歳入と歳出の方は合いませんというようなことを説明しています。多分そういうことだったろうと思います。

○竹下委員

必ずしも2分1、2分の1にはならないということですかね。

○副町長（永淵孝幸君）

県からくるのは例えば2分の1とか3分の2とかそういうあれで、しかし、うちがそれにまた、例えば上乘せして出す場合とこれに必ずそいばつけなさいといういろいろな制約があるわけです。ですからそれをつけてですね、歳出の場合は出しているから歳入の方の額と歳出の方の相手側に補助する場合は合わないというようなことを今、説明している。ちゃんと要綱、要領で決まっているわけですね。

○待永議員

税務課さんに3点ご質問をしたいと思います。自動車税についてですけどもダントツに26年度が件数も金額も多いので何か特別な理由があったのかなと思うのと。それから軽

自動車ですね、現物がないと、それからきちんと廃車手続きをしていないと、できないとそういう方がいらっしゃる、そのままになっている部分もあると思いますけど、それを今後どうしていかれるのか。それと固定資産についても名義人の方とかがいらっしゃる、だれもいらっしゃる、だれもいない、だれもいないそういうのを今度どうして処理をしていかれるかお伺いしたいと思います。ずっと未収で残っていくと思いますので。

○税務課長（大串君義君）

ちょっと質問のわからんところがあつたんですけども、自動車税ていうのはなかとですけども、「軽自動車」と呼ぶ者あり）軽自動車と固定資産税その2点。

○待永議員

26年度に増えとつたけんですよ、未収の件数と軽自動車税が、26年度分が23件の14万5,571円、金額の大きかったなと思って。

○税務課長（大串君義君）

軽自動車についてはですね、確かに議員さんがおっしゃられるとおりですね、そこが一番私たちも困るところで、一番どうしたらいいかなという問題点、課題点ではあるんですけども、一応、要綱等を作って今後そこらへんのですね、作っておりますのでそれをどこまで実際うちが調べてですね、ケースバイケースだというふうに思いますので、そこらへん間違いのないように精査しながら落とすものは落とすていうか、廃車は本人しかできませんので、課税をしないというような形でもっていきいたいなというふうに思っております。後、固定資産税につきましても結構死亡して、死亡の後、相続人が子どもたちがですね、相続の放棄を家庭裁判所に申し立てて認められてもう相続人がいないというような固定資産税もだんだんぼちぼち出てきておりますので、そこらへんの対応ていうのがですね、一番問題だし全国的に県内でもそういうことで、いろんなことことを勉強し合いながらどうしたらいいかということですね、勉強しているところですけども、相続財産、死亡された方の固定資産税というのが、法人各になって相続財産法人というようなことになってですね、その相続財産法人を債権者である固定資産税の未納であれば太良町者が債権者になるんですけども、太良町とか債権をもっている人たちがですね、家庭裁判所に申し出て納税管理人をですね、弁護士なり何なり管理人を立ててそして、そこで管理人がその土地を公売できるような形には法律上なっております。ただ、相続人に委託する経費ていうのは申し立てた人、例えば太良町が申し立てれば、その人の相続人の経費何百万になるかわかりませんが当然払うわけですよ、そして実際、弁護士さんなりが公売をかけた場合、例えば100万円未満やったらちょっと全然、太良町が滞納に充てるような経費とかいうとも出てこんし、持ち出しが多かったとかそういういろんなことがあつてですね、なかなかこの市町も踏み切れない状況でありますので、現在のところはですね、軽自動車と同じような形でですね、課税保留にするしかないんじゃないかなというように考えて

おります。

以上です。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他にございませんか。

○副委員長（川下武則君）

20 ページの地方交付税がですよ、毎年毎年1億5,000万円ずつくらい減ってですよ、人口減によるものだと思ってるんですけども、そいにしても毎年毎年ですよ、ずっとこう毎回、毎回こうやって減っていくじゃね、財政課長あいですかね、どこかで食い止める方策ていいですか、そういうのはなかつですかね。

○財政課長（西村正史君）

交付税につきましては国から交付されるものでございまして、食い止める方策ていうのもなかなか市町でこうですよていうのはなかなか見つからないものでございます。今、極端に26年度の交付税が落ちているわけですけどもこれにつきましては、平成24年度です、需要額の算定に誤りがあったということでございまして、その分の調整ですけども、その額が今度26年度の交付税に反映されて大幅に減ってきたといった要因が一つございます。大きな流れから申し上げますと、今後、来年度も見込みあるわけですけどもなかなか増の方向は難しいであろうというふうな国の状況ではないかというふうに把握しております。

以上でございます。

○副委員長（川下武則君）

流れは交付税が減るとはですね、止められんというは人口減も含めてですよ、いろんな部分で国も財政も厳しかとはわかっばってんですよ、そいけんていうてこればどこかで何とかずっとある程度一定保っていかんと前の新聞でもですよ、言われたように太良町が最初の消滅ていうですか、どこかところまた合併じゃなかなばってんがそういう部分もせんばいかなごとになってくるとかですよ、ぶっちゃけた話こけ座っといしゃる課長さんたち含め係長さんたちも長うせじですよ、辞めいしゃる課長さんたちに結構おいしゃる中で、後ろに係長さんたちもおいしゃっけんですよ、何とかこの太良町を残して行くために知恵を出してですよ、この財政をきちんと守っていくていいですか、地方交付税を増やすためにももちろんこどもさんも増やしていかなばやろうばってんが、役場の中でもですよ、結婚する人たちを増やしたいとかですよ、奨励したいとか、そこんたいも皆さんでこう考えてもらいたかとばってんが、そこんたい教育長どうですか。

○教育長（松尾雅晴君）

教育の面で頑張っていきたいと思っておりますけれども、特別に学校関係がそういうあれに取り組んでいくていうのはちょっとそぐわないんじゃないかと思っておりますので、この程度でよ

ろしゅうございますでしょうか。

○社会教育課長（永石弘之伸君）

先ほどですね、教育長も言われましたように教育の観点から太良町の中ですね、子どもたちが随時よそに出ていく上でもですね、太良町に誇りをもってですね、自分たちが例えば成功したときには、太良町に応分の寄付とかするような返してくれる人材をですね、育てていくにはですね、当然教育ていうのは最重要な課題かなというようなことで思っておりますので、それについては社会教育、学校教育合わせてですね、私ども職員もですね、最前の知恵を絞ってですね、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

交付税はですね、国庫を含めてですね、交付税どうもならないと思いますけども、今、各課長とか係長含めてやっておるのはですね、いつも言っているのは有利な交付金事業とか何か出たりアンテナをはって、これはうちで利用できるかなとかそいからまた、過疎債ですね、こういったものでこの事業対応できないとか、新しく出てくるような交付金の事業そういったところをですね、早く情報キャッチしながら利用してくれと。そして、また合わせてですね、補助事業等あればそれを利用するようにというようなことで、私たちは言っておりますけれども課長あたりもですね、具体策ば十分図りながらやっておりますのでそういったことをご理解いただきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他に。

○所賀議員

決算書 34 ページのですね、戸籍住民基本台帳費委託金なんですけど、この備考欄に中長期在留者住居地届等事務委託金というのがあってですよ、15 万 4,000 円この内容を説明してください。

○町民福祉課長（松本太君）

これは外国人関係の中長期にわたる在留に伴う事務等を町が国から依頼をされて、こうなっております。それに対する人件費等の事務の委託金でございます。

○所賀議員

国から来る委託金ですね。これマイナンバーがきのうの説明ですと、11 月の中下旬くらいから太良町は始まるだろうという答えをいただきましたが、そのへんのマイナンバーカード発行事務あたりとの関連もこういった内容で国から委託されるていうふうな事態が発生しますか。

○町民福祉課長（松本太君）

直接的にはマイナンバーカードとこの中長期の関係は特にございませんけども、外国人

が住所を太良町に有している場合は当然マイナンバーカードも発行いたしますので、それくらいの関係しかありませんので、この中長期とは特には関係ありません。

○所賀議員

こういったような感じでマイナンバーカードを3カ月以上住居地があれば当然発行するわけでしょう。そうしたときに国からこういった事務等をじゃあ太良町でやってくださいというふうにマイナンバーの委託金、発行委託金というのが発生しますか。

○町民福祉課長（松本太君）

今のところの事務につきましては、マイナンバーカードの発行については国からお金が参っておりますので、これもいづらか関連はあるかと思えますけれどもはっきりこのお金からくるというのはまだわかりません。

○所賀議員

太良町にも何十人か外国人の方おられると思いますけれどもこの方たちがすべて番号通知だけではなくてもし、カード取得したいということで申請させてカードが発行された。もう日本在住を辞めた自分の国に帰ろうとしたときにそのへんのマイナンバーカードの管理というのですか、悪用はなかっていうふうにテレビでも言いよるとですけれども、そのへんのカードの管理というのはいくらも考えにくかと思うですけれども、そのへんはどがんなるのですかカード管理、帰られたようなとき。

○町民福祉課長（松本太君）

カードの管理につきましては、あくまで個人で管理をしていただくこととなります。ですから外国に帰られた場合は当然日本の住所ではなくなりますので、マイナンバーカードというのは利用はできなくなります。ただ、一番いいのはカッターで切ったりとか廃棄されるのが一番いいんですけれども、そのへんに関してはですね、個人で管理をしていただくことになっております。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他にございませんか。

○竹下委員

基金についてですね、お尋ねします。土地開発基金についてですね、26年度に廃止をして、振り分けたということですがけれども、私が聞きそこないましてどこどこの基金に振り分けられたのかお尋ねしたいと思います。

○財政課長（西村正史君）

土地開発基金につきましては、26年の12月議会の方です、廃止を可決させていただいております。その用途でございますけれども、国保特別会計基金の方に1億円、それから公共施設整備基金に2億3,795万2,000をそれぞれ積み立てたというふうな内容でございます。

以上でございます。

○竹下委員

この1億円と2億円くらいですね、大体振り分けたという話ですけれども、この振り分けた理由で言いますか、どういう理由で国民健康保険と公共施設の方に振り分けられたのかお尋ねしたい。

○財政課長（西村正史君）

一昨日、国保のほうで説明があったと思うんですけども、国保の基金の方が確かあと42万円程度しかですね、なかったように記憶しております。なかなか医療費は増加しているといったところの状況を検討されて、今、国保の方に先ほど申し上げたとおり1億円の基金を積み立てたと今、基金残高が確か1億42万円の国保の基金残高でありますけれども残りにつきましては今後、給食センターとそれから他の施設あたりも50年前後くらいに建設されていますので、そういったところの建て替え等も長期的な視野に入れて2億3,795万2,000を公共整備基金に積み立てたものというふうに認識しております。

以上です。

○竹下委員

国保につきましてはですね、この前説明がありましたように未収金がですね、非常に多いと未収金の中でも非常に国保の方が多いということになってます。従いまして、残金基金の残金についてはですね、42万円ほどになっていますけれども、是非この未収金あたりの回収もですね、行いながら基金の有効活用を是非図っていただきたいというふうに思います。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他にございませんか。質疑の途中でございますけれども休憩をはさみます。

午前10時20分 休憩

午前10時28分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

○所賀議員

304ページに物品の表が載っていますが、年に1回備品検査をされている感想をお願いします。

○代表監査委員（木塚賢司君）

年に1回庁舎内の備品検査を行っていますが、特に問題点等はありません。不要にな

った分を各課に回すとか、例えば机とかを回すとかそういう処理はされていたと思います。長年使った分ですね、そういうのはあるかと思いますが、パソコンとか何とかはその都度その都度で廃棄をされているかと思いますが、長いのはちょっともう廃棄処分にされていると思っております。

○所賀委員

以前聞いたことのあるとですけども、誇りまみれなつとるごたつとばちゃんと備品としてやっている。もうちょっと整理ができんとかいとか、これもういらんとやなか、何年ほったらかしね、みたいなどが見受けられたていうこともちらって聞いたもんがあったもんですから、そのへんの管理状況あたりがどうなのかで思うてですね、そのへんがきれいに整理しておられると思いますけどもそのへんの目立だった管理のずさんさというのとはなかつた。

○代表監査委員（木塚賢司君）

それはないと思います。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他に。

○竹下委員

この決算書の中でですね、304 ページから物品これが備品ということでいいわけですかね、これは各課ごとというか共通する分は共通する分、各課ごとにする分は各課ごとにまとめてもらえればもっと見やすくなるんじゃないかならうかと思いますが、いかかでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

物品のこの決算書に上げている分については、50 万円以上の重要物品といったことで、上げさせていただいております。全部の備品となれば相当な備品になりますので上げているわけですがけれども、この並びについてが例年この形ですしておりますので、確かに言われるように各課ごととなればですね、同じ品物はいくらでも上がってくるといったところにもなってます。そこらへんを含めてですね、現状の形でお願いしたいというふうに思っています。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他に。

○久保委員

30 ページの国庫補助金の中のがんばる地域交付金、これは今までの地域の臨時交付金といっしょなんですかね。30 ページのですね、総務管理費補助金の中で一番下の方にがんばる地域交付金（定額）ていうのがあります、これは今まで出よった地域の臨時交付金と一緒にものですかね。ここにあったよ、実績のね、15 ページにありました。ここにあった

よ、すみません。今の取り消します。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他に。

○所賀委員

36 ページを見てみますと、総務管理費補助金ということで 36 ページ。ここに並行在来線沿線地域特別助成金とある 3 つ同じ項目で、229 万円、32 万円、353 万 5,000 円とあるでしょう。これは、何か特別に目的があって使いなさいということなんですかね、何でも 3 つバラバラになっとつとですか。

○企画商工課企画情報係長（江口 薫君）

お答えいたします。質問の J R 助成金については、3 つの事業があります。1 つ目がですね、国道 207 号の越波対策、これは事業は終わっておりますけれど 25 年度で終わっておりますが、県の事業が繰越をされておりますので、残りの分ということで 32 万円あります。もう 1 つが荒廃樹園地の再整備事業ということで、建設課土地改良係の農地基盤整備事業の 2 分の 1 の助成金ということで 229 万円。もう 1 つがこれは新規でございますけれども竹崎漁業集落排水施設の越波対策ということで、26 年度については、設計委託をされております。その分の助成金ということで 353 万 5,000 円ということでございます。

以上でございます。

○所賀委員

これは J R 振興策のまだ一貫て考えてよかとですか。

○企画商工課企画情報係長（江口 薫君）

はい、そのとおりでございます。すみません、J R 振興策が 29 年度までとなっております。

○所賀委員

そい聞こうかなて思ったです。29 年度までていうことは今後、考えられる J R 振興策に乗っていこうていうふうな具体的な今後の計画ていうのは今のところは、具体的に考えておられる。それとも何か J R 振興策でやっていただくこうていうふうな何か事業とか考えているんですか。

○企画商工課長（田中久秋君）

J R 振興策につきましては、当初計画を 29 年度までの計画を立てておりますので、それに準じた形での事業の展開をしておりますので、これから新たな 28、29 がありますけれどもその新たな振興支援策ていう部分については計画はないです。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

ございませんか。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了します。

これをもって一般会計の審査を終了しましたが、見落としの点もあろうかと思いで、時間を限定して総括の審議をしたいと思いで。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、ただいまから一般会計についての総括質疑に入ります。全課関係者の方に入ってくださいため暫時休憩をいたします。

午前10時38分 休憩

午前10時44分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開します。その前に答弁漏れがございますので、税務課長どうぞ。

○税務課長（大串君義君）

先ほどの入湯税に関する所賀議員の質問の中で、入湯税は課税すべきか課税しないでもいいんじゃないかと言うようなご質問に答弁漏れがありましたので、ここでお答えをさせていただきます。地方税法の入湯税のですね、701条には先ほどのいろんな財源に充てるために入湯客に入湯税を課するものとするということで、必ず課税するようになっております。

以上です。

総括質疑

○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは総括質疑を始めます。

質疑の方ございませんか。

○副議長（江口孝二君）

毎回同じ質問ですけど、時間外についてお尋ねします。本題に入る前に副町長にお尋ねしますけれども、私は過去3年間同じ質問をしていますけど、一向に改善をされてもいませんけども、前回の総務課長さんの答弁ではノー残業デーなんか私、前のあいも持っていますけども設定するていうような言い方もされていますけども、そこらへんはどのようになっているかまず、お尋ねします。

○副町長（永淵孝幸君）

これはですね、毎回超勤については各課に予算がきた時点で配分をしながらですね、年間計画立ててもらおうようにしてはやっていますけども、ノー残業デーというような過去にはやったいきさつもあります。それでそこらへんについては今、やっておりますけれども以前やるというようなことで話をしとったという記憶もいたしておりますので、そういうことが本当にできるのか残業をして残業をじゃあ1日しなかったから次のとき、きょう2時間すれば翌日4時間すれば何も意味がなかわけですね、そういったことも含めまして、いろいろ職員の今、体制も各課そのときそのときで事業が増えてみたり減ってみたりと減るということはなかなかないわけですがあっております。ですから適正な人員配置というようなことですね、考えながらやっておりますけれども、職員の採用についてもですね、そこらへん含めて残業を極力減らしてもらおうようなことを一つ頭において、また、以前もありましたけども人に残業がついて回ってるんじゃないかというお話もありました。そういったところ含めてですね、いろいろそういった方にも直接呼んで話したこともあります。しかし、この残業がないのが一番いいわけですがけれども、今の体制でやっていくにはかなり厳しいものはあるのかなと、予期しない事態が出たりとか例えばこのくらいの事務量であろうというふうなことで安易に思ったところがちょっと意外とかかった。今回も話はずれますけれどもちょっと長くなりますけどもいいですか。ふるさと納税あたりはかなりこういった予期は私たちも実際しておりませんでした。そいで以外と多くの寄付者が増えてきたというようなことですね、担当課としてもバタバタしてですね、クレームがこないような対応を一生懸命やっていたおような状況です。ですからそれ含めてですね、今後もっと職員配置についても採用についてもいろんな面含めてですね、勉強をしながら極力議員が言われるのが、以前、言われたように残業するのが長くて、やはり健康面とか何とか増えたというようなことも言われておりましたので、そういったこと含めてですね、町長とも協議を進めていきたいと思っています。

○副議長（江口孝二君）

総務課長にお尋ねしますけども、以前もやりとりしていますけどこの前のやり取りの中でですね、残業は管理者がお願いするという事になっているのは間違いないと思いますけど、だから以前も各300時間以上超えた人が過去課長さんにお尋ねしましたけども、悪く言えば課長さんの資質ていいですかね、そこらへんを私は問いたかと思うとですよ、この中を見れば700時間というところのあるわけですよ、500時間どころか700時間皆さん持つてある。通常考えられない時間ですよ、そこらへんはどういうふうに指導されているのか、今後されるのかちょっとお尋ねします。

○総務課長（川崎義秋君）

今回、決算審査の資料を見まして実は私もちょっと驚いたところがあります。で、何で

こんなに今、多大な残業になったのかということでも事情を聞いたんですが、やっぱり26年度に通常業務以内に業務ができなくて、それに対応しなければならなかったと。ただ、この表を見ますと課内です、業務分担とかそういう調整が出来なかったのかなという気はしております。今後です、先ほど副町長の方からもありましたが職員採用もそれに対して増員で採用する予定にしておりますので、業務内容等をですね、見直して課内で分担ができるようなそういう制度でいいかですね、そういうのを今後検討していきたいと思っております。

○副議長（江口孝二君）

各課バラバラです、こう見てもらえば一目瞭然ですけども、もう多かところは毎年多かですよ、だからそこらへんの対応策としてですよ、人間を増やすとか、町長も25年ですかね、職員を増やしてしまふということで4名にしますっていうのは、本年度4名やったですかね、確かに増えてはいますけど、この人員の配置等を考えてですよ、そしてまた、10時とか11時くらいまでするじゃなくて、公民館がやっているように土曜、日曜に振り替えですよ、できないものか。何かの仕事ばするときは土曜、日曜の方がいったんさばける、何も雑音も入らんでですね。代休ということでできないのかね。そこら辺を方法としては、私が言いよるとは今までぎゃしこ言うてきてですね、1回も考慮されとらんとですよ。ずっと増えてきとるとですよ。だからそこらへんは人員の配置とかまた、人間を増やすとかいうことは課長さんたちで話しはしたことはあるとですか。

○総務課長（川崎義秋君）

まずは、土日に出てきて業務を行っております。それについては振替でできるぶんは振替で対応をしております。それほどこの課も一緒だと思います。そして、そういう今回、超勤が極めて多かったところにつきましては、その課長さんとお話しはしておりますけれども今後どうすればいいかというようなことですね、そういう対策を考えんぎいかんということで話しはしておりますので、それを今後もですね、もっと具体的にですね、話を進めてみたいと思います。

○副議長（江口孝二君）

ちなみにですよ、今年度はどぎゃんですか前年度と比べて9月くらいまではわかるわけでしょう。それは減っていますか、それとも増えていますか。

○総務課長（川崎義秋君）

超勤が多いということで、実際4月の人事異動で職員を増やしておりますが、今回、またふるさと納税とかですね、総合戦略策定とかそういったものでですね、また業務が今年度も4月から増えておりますので、あまり変わらない状況で今までの推移を見ますとあまり変わらない状況であります。

○副議長（江口孝二君）

個々じゃなくてですよ、全体的に前の答弁で130名とか町長が答弁ば出向者も含めて人員数は言われていますけど、お互い協力してされるはずですよ、課がありますから。だからこれを見ればですね、10人おってする人は600時間も700時間もする。せん人はそこらへんの同じ課のはずですよ、そこらへんは今の話とはちょっと違うてですよ、だから先ほど副町長が答弁されたごと人間についてさるきよるとか、いう話にもなるわけですよ。700時間がある10人おられて飛びぬけてですよ、424時間と728時間があって後は、10時間とか10時間未満とかですね、そういう時間ですよ、時間外が。だから振り分けも何もしてなかっていうことでしょうか特定の業務でこの人しかできんて言うならわかるですよ。だからあなたたちが何もことばはきつくなりますけど、努力はされた課長さんは努力されたとは、見えんわけですよ、だから最初言うたごと課長の判断で時間外お願いしまして前の答弁でちゃんと前総務課長がしとらすですもんね。だからそこらへんを考えればですよ、この時間数が振り分けてくるなら私分かります。だからふるさと納税があるけんていうて、この人だけしかできん仕事じゃなかって思うてですよ、今のあいであればですよ。そこらへんは考慮してもらってですね、足らんとこは絶対増やさないかん、人間もその都度増えてきよるとわかるわけですよ。でも3年も4年も同じことを質問してですよ、時間数はずっと増えてきよるとすもんね、だからこういうあいをして何も考慮してもらえんとならですね、決算委員会なんかやる必要なかて私は思うてです。個人的に。そこらへんをどういうふうにただ当初、副町長にお尋ねしたとすけれどもそこらへんはどぎゃん考えられますかね。

○総務課長（川崎義秋君）

今年度先ほど申し上げましたが、ふるさと納税関係でもう大分忙しいということで、実は課長と話をしまして課長の権限で係を飛び越えて、他の係から企画情報係の方にですね、業務をしてもらっているというのが現在の実情であります。それと26年度のこの実績で議員の方から指摘を受けましたが、企画情報係のGからJまでこれは企画情報係の職員ではなくて、その2月、3月のある特定の業務にですね、他の課の職員に手伝ってもらったということで、企画情報係の職員につきましてAからCまでということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。確かに同じ課の中で企画情報係それと商工観光係で残業の時間がですね、大分違っておりますので、議員のご指摘のとおりでありますけれども、本年度はそういうふうにですね、係を超えてですね、業務の分担を課長の権限で行ってもらっております。

○副議長（江口孝二君）

最後によかですか、副町長、町長がおらっさんけん副町長にお願いせんばいかんばってんですよ、今度も4名か5名かしらんですよけども採用されるて思いますけども、この課にやってくれんですか人間を、そいで来年また私が聞きますから。どうゆうふうな状況か、

やっぱいこいだけですよ、3年も4年も同じことの繰り返しでですね、全然改善されんていうことであればですよ、そこらへんはどのように。

○副町長（永淵孝幸君）

企画商工課のCについてはですね、実は電算担当でそこだけ今のところさせよとですけども、町の全体の電算今、ほとんどコンピューターになってですね、各課と整理をしながらやっているわけです。自分の課の分だけではなくて多分他の課も話を聞いてみたら他の課のところも業務を5時終わってからやってみるとか、そういったことでやっているような専門的な業務をやっている人です。それでですね、先ほど言われるように課長言ってますようにそういった業務が出来る分についてはですよ、各課ができるのなら各課の人がやってみたりとかその業務が電算ですから私も詳しくは分かりませんが、他の人が担当してできるのか、できる分についてはですね、過去に例えば電算係におった人が他の課に行っても応援できるのであれば時間外にでも少し応援してやると、そういった工夫が必要だろうと思っております。ですから課長あたり協議をしてですね、そういうさっきから総務課長が言っておりますので、課内の方で分担してていうようなことは言ってるんですけども、今こういうふうな状況ていうようなことですね、やはりこの超過勤務を命令するのも課長ですからそこらへんの把握ていうのは当然してもらわんといかんわけですから分散化してですね、1人に集中しないとしていかんと健康面も問題が出てくるということになりますので、そういったことがないような指導をやっていきたいと思います。ことしの採用ご存じだと思いますけれども今のところ4人予定しておりますけれども、そこらへんもじゃあここに全部何人かやるていうことはできませんけどね、そういったこと含めてですね、検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

固有名詞がでましたので、反論ではないですけども、多分さっき各課の分は5時以降しかされんかもわかりませんが、その方は私も大概毎日巡回しております。役場内を、だから見えています。そういうふうには時間外を700時間もいくらもせんばんと私は見えんわけですよ、副町長は副町長室におらすけんよかばってん、私は行たい来たいしよるもんですから、だれがどのくらいていうとは見たくなくても見えます。だから今のことばは私納得しかねんとですけどもね、その人の業務が5時以降各課がなってからせんばいかんていうとは分かるてですよ、でもその前に自分の仕事は出来るわけでしょう。そこらへんは固有名詞が上がったけんちょっと訴えたてですけどもね、そこらへんもう少し考えてもらいたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

今の件についてはですね、その担当とも実は話をしております。ですからそういったこ

とでですね、その人には集中して例えばそこの普通の時間勤務時間中は私もしょっちゅう見てないからよくわかりませんが、あんまり仕事せんごとして超勤に偏るということがないようにですね、指導はしていきたいと思います。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

今、質問が出るとるようにですね、この偏らないようなですね、バランスを考えて一つ皆さんで工夫をしていただきたいというふうに思っております。

○竹下委員

超勤に関連してですけれども、やはり今回、配られたですね、資料を見ますとですね、150時間、100時間以上超えた方が12月とか3月、年度末にいらっしゃいます。150時間と言いますとですね、20日で割ったら7.5時間くらいなんですよ、5時からしたら平均で7.5時間ですから5時からしてもですね、もう12時過ぎまでやっているというようなそれが毎日続いているというようなことになります。従ってもう100時間を超えたらですね、やはり何らかの対応策をですね、江口議員が言われるように何らかのやっばい対応をやるべきかなというふうに思っていますし、管理職であります課長の方々はですね、やはり最後まで付き合っただろうという仕事をしているのかそういうところもですね、きちんと管理職ですからやっていただきたいというふうに思いますし、健康管理ですね、やっている方の健康管理をですね、是非お願いをしたいというふうに思っています。特に何て言いますか、メンタルの方もですね、何人かいらっしゃるというようなことも聞いてますので、そういう方が増えないような対応策ですね、そういう方が解消できるような対策をですね、是非考えていただきたいというふうに思います。

○総務課長（川崎義秋君）

メンタル的なことも言われましたが、今月の6日の日に自治体の管理者を対象にした健康管理研修会というのが佐賀で行われまして、それに私も出席しました。県内の自治体どこでもですね、今、言われるようにうつ状態の方がどこでもおられると、それでそれが家庭が原因なのか仕事の原因なのかそこは個々のケースでわかりませんが、仕事の一つの要因になっているかもわからないということですね、大分そのへんを注意するように言われましたので健康面とかをですね、やっぱり今後ですね、気にしながらそういった今、言われたようなことをですね、課長会議等でですね、話し合いをして検討したいと思いません。

○副議長（江口孝二君）

決算書ですね、194ページ学校給食費ですね、改築工事設計業務委託料と1,700万円というのが上がっているですね、先ほどの竹下議員のとで財政課長が答弁されましたけれど、この行政実績報告書はこれをもとに主要なものを載せると答弁されましたけれども、これは何でこの分には金額的には1,700万円という数字は誰が見ても大きいというこ

とは分かると思います。何でこれに故意に載せてないのかそこらへんをお尋ねします。

○学校教育課長（野口士郎君）

1,700万円を行政実績の方に上げていなかったということですが、これは故意ではなくて、チェックミスでありました。

○副議長（江口孝二君）

今、チェックミスで言われたけですけれどもこれ誰がチェックするのですか、ということですよ、今度は9月でもんね、この決算委員会、9月の本会議のときにするわけでしょう。それまでの期間が手前さんくるとにですよ、今のごたるチェックミスでチェック機能もしよっとかしよらんとかわからんごたっことにはなりませんですか。誰がこれはチェックをしたんですか、最終的なチェックは、チェックミスでさっき言われたでしょう。

○学校教育課長（野口士郎君）

最終的には担当課長のチェックが甘かったということになります。申し訳けなく思います。

○副議長（江口孝二君）

それはチェックミスじゃなくて、ほんなミスじゃなかと。各担当で誰かが取りまとめでするとならわかれるとよ、でも今の話では何もせじそのままこい書いてポってやって受ける方も受ける方ばってんそういうことじゃなかつですか。さっきチェックミスで言われた各担当が誰かに集約してするのかなて思ったですよ、でも集約はせんでおのおの各課出してそのまましよってことでしょう。今の答弁であれば。財政課長、取りまとめがはあなたがされていると、どういうそこらへんは。

○財政課長（西村正史君）

この説明書類の実績報告書の作成についてでございますけれども、基本的に歳出にあたっては50万円以上とそれから歳入にあっては10万円以上という大きな線引きをしております。しかしながらそれでは、どうしても十分な報告説明等が出来ないといったことももちろんございますので、それぞれの担当課においてですね、事業内容は担当課が把握しておりますので、において重要項目、もしくはこれは報告した方がよいといったところの判断をしていただいて、この実績報告書のそれぞれの課の範囲内ということでの内容で二重三重にチェックを回しているところでございます。間違いはないかチェックしてください。チェックしてください。てことですね、最終的に製本するのが財政課というふうな内容になっております。

以上でございます。

○副議長（江口孝二君）

詳細に言わんでもよかと、要は取りまとめはあなたがされるわけですかね。

○財政課長（西村正史君）

編集は財政課の方でしております。

○副議長（江口孝二君）

もともになる資料とかなくても、そのまま来たとはそのまま取りまとめて、実績報告書ができ上がっているという解釈でよかとですかね、こっちは。

○財政課長（西村正史君）

先ほど申し上げたようにこの記載の内容につきましては、各課のところの判断といったところでしております。

以上でございます。

○副議長（江口孝二君）

各課の判断でなればですよ、先ほどあなたが説明した50万とか10万円というところが浸透してないということになるでしょう。1,700万円て実際漏れているわけですから。そういう解釈にも私はとるとですけども。周知徹底ができてないのかそういうことは無視されているのか。

○財政課長（西村正史君）

やはりこの冊子を作る以上では、最低限の線引きというのを設定するのが必要だということですね、先ほど申し上げた基準を設けているわけですけども、どうしてもそういうのを線引きではですね、不十分と確認不十分、説明不十分といったところでございますので、それについては各課の方の判断で記載を。確かに今、ご案内のようにこの学校給食費のところにつきましては、これまでですね、いろんな会計等がございまして、项目的にはやはり大きなものと判断をいたしております。これにつきましては、私の方も確認が必要であるということで担当の方にもですね、問い合わせをしていたところでございます。その担当の方からもこれでということでございましたので、そのままの状態になっているというふうな状況でございます。

○副議長（江口孝二君）

この問題はですよ、ずっと臨時議会かれこれしてきたわけですよ、皆さんご存知と思いますけれども、だから載って当然のことだと思うんですよ。だから私は意図的かて言うたとはそこですよ。わからんならわからんでいっちゃけて、悪か取り方をしたかもしれませんけど、だから今度はそれが建設課の方に移行したて皆さんが知っていることですよ、それは載って当然で、それは課長たちもだいが見たか最終的に今、課長て言いよばってんですよ、それは載って当然で皆さんも思うとじゃなかですかね。そこらへんはどぎゃんですか。

○財政課長（西村正史君）

先ほど言われたようにこの1,700万円のケースについてはやはり重要項目というふうに私も思います。先ほど申し上げたようにここの内容の確認を見ていたときにですね、なぜ載っていないのかとこういうことも私も思いました。先ほど言ったように担当課の方にも

問い合わせ等もしたところでは、その結果としてですね、こいで行くということでしたので、このままになっているということでございます。

○副議長（江口孝二君）

今、課長が答弁では確認されたということであれば、これを出すときにここを補正してくださいとか今の財産のところ数字の違うところですね、紙できたですよ、そしたらそういう気持ちがあつてよかつじゃなかですか。ここに漏れておりますと、それが誠意というものではなかつたですか。言いよる意味分かるですか、（「分かります」と呼ぶ者あり）この間来たつたですよ、備品のところでですよ、数字の変更がきつたつたですよ。だからそういうことができるのであれば、そういうことが前もつて分かつつたであればそれは今、載せるとが本来あたり前で課長答弁されましたから、だからそういうことであればここに漏れとりましたということを書いてもらえばですよ、ここまで私は言う必要なかとばつてんですよ。

○副町長（永淵孝幸君）

今、議員言われるようにですね、担当課がまず、作成して上げるわけですので担当課が上げる段階でですね、そこらへんはやはり重要項目だというようなことで特に給食センターあたりがあつたわけですよ、議員さん方にいろいろお願いしながらやってきておるわけでしょう。そしたらこういった分についてはですね、特に配慮をしながら載せるようにですね、しなきゃいかんというふうに思っております。ですから今後はですね、課長会議を通じながらいろいろ協議してですね、話をしてくるというところがないように今後注意いたしますのでよろしくすみません。

○教育長（松尾雅晴君）

給食センターの建設過程において非常に議員さん方大変ご迷惑をかけ、また、今回こういうようなことでと謝れば済むもんじやないということだと思っておりますけれども、今後ともこういうことがないように気を付け、新しい給食センターの建設に今、建設課の方でご協力いただいておりますので、今後こういうことがないように努力をしていきたいというふうに思っております。大変ご迷惑を再三おかけし申し訳なく思っております。

○所賀委員

別の質問に入ります前にですけども今、一つだけ言いたいのは、教育長言われましたけど今後こういうことがないようにというのは何度聞いたかわからんですね、何回。今度、建設課の方に委託したときにも、その時も建設課に質問をしましたけど、何回言えば気が済むとかいていう感じがするとですよ。その矢先ですからさつき江口議員が怒るとも本当と思います。本当にもうないようにしてもらわんとまた、今後ないように言葉があつたときにはどういう結果になるかなて恐ろしかです。用心していただきたくて思います。町民の税金で1,700万円払つたわけですから設計料を皆のお金で大事なお金やつたと思いま

す。今後注意してもらいたいと思います。質問を変えます。報告書の 57 ページ見ていただきたいと思います。ここに防災費の中に気象観測装置更新ていうのがありまして、役場、中山、中尾、大浦局それぞれ 4 局の観測装置の更新が 220 万円てなりますて書いてありますけれども、これの内訳を説明してください。

○総務課長（川崎義秋君）

ウェザーステーションが役場、中山、中尾、大浦局ていうことで 4 観測所あります。その中のですね、役場観測所につきましては、風向風速計の発信機と雨量計観部の機器の更新です。中山観測所につきましては、雨量計観部の機器の更新です。中尾観測所も同じく雨量計観部の機器更新です。大浦支所の分は雨量計観部とそれに付随しておりますデジタルハウス入力ユニットちょっと私も実際どういうものかはあまりわかっておりませんが、それと小型水位メーターとかそういった部分の機器の一部更新を行った経費です。

○所賀委員

その 4 局の内容書いてあると分かりますけどね、中尾と中山に関しては山間部、役場、大浦局に関しては平坦部になるわけですけども、昨年の実績報告書見ても中山と中尾局が 228 万 3,000 円という更新のあつとつとですよ、1 年で壊れたていうことですか。このときにおそらく中山も中尾もきれいに更新できたはずですので、それが 1 年経ってまた更新ですか、200 万円以上かけて。

○総務課長（川崎義秋君）

その 25 年度分につきましては私今、資料持って来ておりませんので後でよかでしょうか。

○所賀委員

そいぎもうよかです。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので採決します。

議案第 47 号 平成 26 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第 47 号 平成 26 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了いたしました。

お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては委員長に一任されました。

委員各位には3日間にわたり、終始慎重に御審議いただきありがとうございました。最後に副町長のご挨拶をお願いいたします。

○副町長（永淵孝幸君）

皆さん3日間本当にお疲れ様でございました。きょうはですね、町長がちょっと欠席しましたけれども、皆さん方のご意見はきのうまで十分、町長も聞いております。皆さん方のご意見をですね、いろいろ今後の行政面に活かしていきたいと、また、先ほど来からいろいろ厳しく、また、職員の健康面含めてのですね、話もいただきましたので、今後、町の財政面につきましても、また、予算等につきましても、事業につきましてもご意見を参考にして取り組んでまいりたいと思います。また、今回いろいろ詳しくはでなかったんですけども、昨日坂口議長からも話があってございました、未収金につきましてもですね、公平性を保つためにも未収金対策検討委員会もやっておりますけども、いろいろな公平性についてもですね、職員一丸となってまた取り組んで行く覚悟をいたしておりますので、課長通じてですね、係長、担当へも周知していきたいと思っております。ですからこれから先もなにかと皆さん方にはご指導賜りますようよろしくお願いいたしましてごあいさつとさせていただきます。3日間ご苦勞様でございました。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

これをもちまして、企業会計・一般会計等決算審査特別委員会を閉会いたします。本当にお疲れさまでした。

午前11時22分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下 平 力 人